

認定放送持株会社認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住所

(ふりがな)

氏名 (法人又は団体にあつては、
名称及び代表者の氏名。記名
押印又は署名)

電話番号

認定放送持株会社の認定を受けたいので、放送法第 159 条第 3 項の規定により申請します。

1 申請対象会社に関する事項

名称		
住所		
代表者氏名		
事務上の連絡先	担当部署	
	住所	
	担当者	
	電話番号	
欠格事由の有無(注 1)		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(注 1) 欠格事由の有無は、法第 159 条第 2 項第 5 号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

(注 2) 登記事項証明書を添付すること。

2 申請対象会社の子会社の概要に関する事項

区分	名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額 (B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考
			千円	千円	%	

(注 1) 区分の欄は、申請対象会社、地上基幹放送の業務を行う者、地上基幹放送の業務以外を行う基幹放送事業者又はその他の別を記載すること。

(注 2) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注 3) 申請対象会社及び各子会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

3 申請対象会社の関係会社である基幹放送事業者の概要

名称	事業の概要	資本金(A)	出資の額(B)	出資の比率 (B) / (A) × 100	備考

(注1) 備考の欄は、議決権の総数に対する議決権の比率が出資の総額に対する出資の比率と異なるときの当該議決権の比率を記載すること。

(注2) 関係会社の定款又は登記事項証明書を添付すること。

4 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額等の合計額の総資産の額に対する割合に関する事項

子会社である基幹放送事業者等の株式の取得価額等の合計額 (a)	千円
申請対象会社の総資産の額 (b)	千円
割合 (a) / (b) × 100	%

(注1) 別紙にその内訳を記載すること。

(注2) (a)の(b)に対する割合が、常時、50%を超えることが確実であると見込まれることを証する書類を添付すること。

5 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	()年度	()年度	()年度	()年度	()年度
	千円	千円	千円	千円	千円
1 収益					
営業収益					
営業外収益					
2 費用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社を含めて作成すること。

(注2) 別紙において、申請対象会社及びその子会社のそれぞれの見積書を作成すること。

(注3) 事業収支の見積りについての参考となる資料を添付すること。

(注4) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置及び収支の見込みに関する重要な事項を記載すること。

(注5) 直近3箇年の申請対象会社及びその子会社の貸借対照表及び損益計算書を添付すること。

6 主たる出資者及び議決権の数

(1) 主たる出資者及び議決権の数

議決権の総数	
--------	--

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	議決権の総数に対する 議決権の数及び比率 (%)	特定株式に係る株 主に関する事項	備 考

(注1) 議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者について記載すること。また、特定株式に係る議決権の割合が100分の5以上となる特定株式があるときは、それぞれの株主について、その属する特定株式に係るグループを明確にした上で、特定株式に係る株主に関する事項の欄に次の事項を記載すること。

- 1 特定株式(第204条の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式に限る。)に係る議決権保有割合
- 2 特別地上基幹放送事業者(第207条第5項第3号に規定する「特別地上基幹放送事業者」をいう。)である者又はそれを支配する者であるときはその旨
- 3 議決権制限株式の数

(注2) 設立中の場合は、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- ウ 出資の予定のものについてはその旨

(注8) 議決権の取扱いは、次のア及びイに定めるところにより計算し、記載すること。

- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、

信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一般社団法人等が申請対象会社の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該公益法人等の過半数の理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

(2) 外国人等の占める議決権の数

ふりがな 氏名又は名称	住所	職業	総議決権に対する比率	当該出資者の議決権を有する外国人等の氏名又は名称	外国人等が当該出資者に占める議決権の比率	当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率	備考
			%		%	%	
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの計			%				
計			外国人等の直接に占める議決権の比率の計			外国人等の間接に占める議決権の比率の計	
			%			%	
合計			外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計			%	

(注1) 外国人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる者及び同号ロ(2)に掲げる者並びに第185条第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するその全てを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

(注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、(1)の注4から注6までに準じて記載すること。

(注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。

(注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請対象会社に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。

ア 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を

有する場合は、それぞれの比率を記載すること。

イ 第185条第3項に規定する一の外国人等が申請対象会社の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。

(注5) 当該外国人等が申請対象会社に対し間接に占める議決権の比率の欄は、当該出資者の申請対象会社に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

ア 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

イ 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注6) 備考の欄は、(1)の(注7)ア及びイに準じて記載すること。また、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

7 役員に関する事項

ふりがな	住所	役名	担当部門	兼職	備考
氏名					

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについてはその代表的なものを注2に準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

(別紙)

1 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるものの株式の取得価

額等

- (1) 申請対象会社の子会社である基幹放送事業者及びこれに準ずるもの(主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等を除く。)の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	事業の別	事業者名	出資割合	株式の取得価額(千円)	備考
合計					

(注1) 事業の別の欄は、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者又は一般放送事業者に係る事業の別を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

- (2) 主として基幹放送事業者の放送の業務に密接に関連する業務を行う子会社等の株式の取得価額

子会社又は関連会社の別	業務の別	事業者名	「主として」に該当する理由	出資割合	株式の取得価額(千円)	備考
合計						

(注1) 業務の別の欄は、密接に関連する業務の種類を記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

- (3) 流動資産のうち放送の業務に係る資産

損益計算書の収益の額(A)	千円
(A)のうち放送の業務に係る収益の額(B)	千円
流動資産の合計額(C)	千円
流動資産のうち放送の業務に係る資産の額(C)×((B)／(A))	千円

(注1) 記載した内容を証する書類を添付すること。

(注2) 放送の業務に係る収益の額は、第183条の2第1号イ及びロに掲げる収益の額の合計額を記載すること。

- (4) 放送の業務の用に供する設備その他の有形固定資産又は無形固定資産

有形無形の別	資産の内容	提供相手	資産の額(千円)	備考
合計				

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

- (5) 子会社基幹放送事業者等に係る貸付金(設立後最初の事業年度を経過している場合にあつては、流動資産に属するものを除く。)

貸付先	貸付金の額(千円)	備考
合計		

(注1) 主要な資産ごとに記載すること。

(注2) 記載した内容を証する書類を添付すること。

2 申請対象会社の資産

子会社等でない者に係る投資その他の資産

資産の別	資産の内容	投資先等	資産の額(千円)	備考
合計				

(注)記載した内容を証する書類を添付すること。

3 申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積り

	()年度 千円	()年度 千円	()年度 千円	()年度 千円	()年度 千円
1 収益					
営業収益					
営業外収益					
2 費用					
営業費用					
営業外費用					
3 当期経常損益					
備考					

(注1) 申請対象会社及びその子会社ごとに作成すること。

(注2) 項目の欄は、適宜必要な項目を追加して作成すること。

(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。